

告示	番号	67	内分泌疾患
	疾病名	65 及び 66 に掲げるもののほか、多発性内分泌腫瘍	

87 及び 88 に掲げるもののほか、多発性内分泌腫瘍

そのた、たはつせいないぶんびつしゅよう

概念・定義

多発性内分泌腫瘍を認めるが、多発性内分泌腫瘍 1 型および 2 型に属さない疾患である。多発性内分泌腫瘍を認める Von Hippel-Lindau 病および Von Recklinghausen 病、その他が含まれる（ただし、Von Recklinghausen 病については「皮膚疾患 11. レックリングハウゼン病」(http://www.shouman.jp/details/14_6_11.html) を参照のこと）。

症状

内分泌腫瘍を複数認める。Von Hippel-Lindau 病では褐色細胞腫、膵の神経内分泌腫瘍などを、Von Recklinghausen 病ではカルチノイド、褐色細胞腫、膵の神経内分泌腫瘍などを認めることがある。

治療

根本的な治療はない。ホルモン過剰状態に対する対処療法と、腫瘍摘出術である。

抜粋元：http://www.shouman.jp/details/5_41_89.html